

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目14番1号  
**株式会社鎌倉新書**  
代表取締役会長CEO 清水 祐孝

## 第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年4月21日（木曜日）午後6時30分までに当社へ到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月22日（金曜日）午前10時  
（受付開始時刻 午前9時）
  2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル2F  
バルサール八重洲 A+B+Cルーム  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第38期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第38期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                   |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件          |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますよう重ねてお願い申し上げます。計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。なお、監査等委員及び会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した個別注記表及び連結注記表を含んでおります。株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kamakura-net.co.jp>）に掲載させていただきます。

なお、総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保し、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第38期の期末配当につきましては、以下の内容と致したく、ご承認をお願いするものであります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
  - ① 当社普通株式1株につき金2円
  - ② 配当総額 77,798,746円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2022年4月25日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の変更を行うものであります。
- (2) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第12条（招集）を変更し、効力発生日に関する附則を設けるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、新たに変更案第18条のとおり定款規定を新設し、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を削除するものであります。
  - ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～27. （条文省略） （新設） 28. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>（招集） 第12条（条文省略） （新設）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～27. （現行どおり） 28. 子会社の経営指導及び業務受託 29. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>（招集） 第12条（現行どおり） 2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>（削除）</p> <p>（株主総会参考書類等の電子提供措置等） 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>附則 （社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 1（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>附則 （社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第1条（現行どおり）</p> <p>（場所の定めのない株主総会の開催に関する経過措置） 第2条 変更後定款第12条第2項の規定の新設は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項に定める経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日から効力を生ずるものとする。</p> <p>（電子提供措置等に伴う経過措置） 第3条 変更前定款第18条の規定の削除及び変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。 3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において監査等委員である取締役を除いた取締役を以下単に「取締役」といいます。）全員（3名）は任期満了となります。つきましては、今般、経営体制の強化を図るため、1名増員して取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の経歴等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。また監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	2021年度取締役会出席状況	在任年数
1	再任	しみず ひろ たか 清 水 祐 孝	当社代表取締役会長CEO	15/15回 (100%)	27年
2	再任	こばやし ふみ お 小 林 史 生	当社代表取締役社長COO	15/15回 (100%)	4年
3	新任	とき だ ひで ゆき 嶋 田 英 之	当社社外取締役・監査等委員	—	—
4	再任	よごくに ひこ 余 語 邦 彦	当社社外取締役	15/15回 (100%)	2年

(注) 嶋田英之氏は、2020年4月より当社社外取締役・監査等委員を務め、同氏の当社社外取締役・監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、2021年度取締役会の出席状況は、15/15回（100%）です。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	し みず ひろ たか 清水 祐 孝 (1963年1月24日)	1986年4月 国際証券株式会社入社 1990年1月 当社入社 1995年6月 当社取締役 2002年3月 当社代表取締役社長 2013年12月 公益財団法人つなぐいのち基金理事 2016年2月 当社執行役員 2017年9月 当社代表取締役会長 2019年2月 当社代表取締役社長 2019年2月 株式会社ハウスボートクラブ取締役(現任) 2019年4月 当社代表取締役社長兼会長CEO 2019年5月 公益財団法人つなぐいのち基金代表理事 2019年9月 株式会社アックスコンサルティング取締役 2020年4月 当社代表取締役会長CEO(現任) 2022年2月 コーポレート部門、経営企画部門、内部監査室 管掌(現任) 2022年2月 公益財団法人つなぐいのち基金理事(現任)	11,383,944株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>清水祐孝氏は、2002年3月より最高経営責任者として、経営の指揮及び監督を適切に行い、終活業界を牽引してまいりました。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を取締役候補者としたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	こ ぼやし ふみ お 小 林 史 生 (1974年2月15日)	1998年4月 日産トレーディング株式会社 入社 2000年8月 楽天株式会社入社 2008年10月 米国 LinkShare Corporation (現Rakuten Marketing) Vice President 2011年4月 米国 Rakuten.com President 2017年6月 当社入社 当社執行役員 2018年4月 当社取締役 2019年2月 株式会社ハウスボートクラブ 取締役(現任) 2019年4月 当社代表取締役COO 2020年4月 当社代表取締役社長COO (現任) 2021年8月 株式会社エイジプラス取締役 (現任) 2022年2月 全事業部門、プロダクト開発 部門、個人情報セキュリティ 室、人材開発室 管掌(現 任)	90,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>小林史生氏は、2019年4月より当社代表取締役を務め、経営トップとしての手腕を発揮しております。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	<small>とき た ひで ゆき</small> 嶋 田 英 之 (1972年9月22日)	1998年10月 太田昭和監査法人（現EY新 日本有限責任監査法人）入所 2002年4月 公認会計士登録 2018年2月 株式会社嶋田ビジネスパート ナーズ代表取締役 （現任） 2018年3月 嶋田公認会計士事務所所長 （現任） 2018年4月 ナスクインターナショナル株 式会社取締役 2018年4月 株式会社スタイラジー監査役 （現任） 2019年2月 株式会社アクトコール取締 役・監査等委員 2019年2月 公益財団法人つなぐいのち基 金監事（現任） 2019年12月 ナスクインターナショナル株 式会社監査役（現任） 2020年4月 当社社外取締役・監査等委員 （現任） 2021年3月 イシン株式会社監査役（現 任） 2022年3月 株式会社ハウスボートクラブ 監査役（現任） 2022年3月 株式会社エイジプラス監査役 （現任）	一株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>嶋田英之氏は、2020年4月より当社社外取締役・監査等委員を務め、公認会計士及び税理士としての高度な専門的知見を活かし、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言を行い、監査等委員会の委員長も務めております。また、複数の会社における経営者としての経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	余 語 邦 彦 (1956年11月11日)	1983年4月 科学技術庁 原子力局政策課 入庁 1990年12月 マッキンゼー・アンド・カン パニー・インク・ジャパン入 社 2000年5月 株式会社光通信取締役副社長 (c o - C E O) 2003年8月 株式会社産業再生機構執行役 員 2004年5月 カネボウ化粧品株式会社取締 役兼代表執行役会長・最高経 営責任者 (C E O) 2006年6月 アルゼ株式会社代表取締役・ 最高経営責任者 (C E O) 2008年4月 ビジネス・ブレイクスルー大 学大学院教授 (現任) 2012年2月 大阪市・大阪府特別顧問 2020年4月 当社社外取締役 (現任)	7,200株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>余語邦彦氏は、2020年4月より当社社外取締役を務め、社外取締役として経営全般に対する助言並びに当社組織及び事業に対する多角的な見地からの助言を行っております。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。</p> <p>同氏には、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識に基づく多角的な見地からの助言により、当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 余語邦彦氏は社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合には、同氏は、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
3. 当社は、余語邦彦氏との間で、同氏に期待された役割を十分に発揮していただけるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。再任候補者である同氏について選任が承認され就任した場合は、同内容の契約を継続する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役等の被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合の当該被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、保険料は全額当社負担としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約については、任期途中で同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役（本議案において以下「監査等委員」といいます。）全員（3名）は任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いするものであります。

本議案については、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、候補者の経歴等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	2021年度取締役会出席状況	2021年度監査等委員会出席状況	在任年数
1	再任	か 河 わい 合 じゅん 順 こ 子	当社社外取締役・監査等委員	15/15回 (100%)	14/14回 (100%)	6年
2	再任	うえ 植 まつ 松 のり 則 ゆき 行	当社社外取締役・監査等委員	15/15回 (100%)	14/14回 (100%)	6年
3	新任	しん 新 もり 森 きみ 公 お 夫	—	—	—	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	か おい じゆん こ 河 合 順 子 (1974年12月10日)	2004年10月 弁護士登録、梅ヶ枝中央法律事務所(現 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所)入所(現任) 2010年5月 デューク大学ロースクール修士課程(LL.M)修了 2010年8月 マスダ・フナイ・アイファードミッチェル法律事務所(シカゴ)勤務 2011年7月 ニューヨーク州弁護士登録 2011年12月 君合法律事務所(北京)入所 2013年6月 北京大学ロースクール修士課程修了 2015年1月 当社社外監査役 2016年4月 当社社外取締役・監査等委員(現任) 2018年3月 株式会社ブルーライン・パートナーズ社外監査役(現任) 2019年6月 株式会社ココカラファイン(現株式会社マツキヨココカラ&カンパニー)社外取締役(現任) 2022年2月 サムティ株式会社社外取締役(現任)	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>河合順子氏は、弁護士として国内外の幅広い業務を経験し、法律の専門家として様々な助言を行っております。</p> <p>同氏には、特に法務的観点から、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	うえ まつ のり ゆき 植 松 則 行 (1960年6月24日)	1985年3月 等松・青木監査法人(現 有 限責任監査法人トーマツ)入 所 1988年3月 公認会計士登録 1999年6月 デロイトトーマツコンサルテ イング株式会社グローバルパ ートナー 2003年8月 株式会社電通経営企画局主管 2008年7月 植松公認会計士事務所所長 (現任) 2011年6月 有限会社エス・ユー・コンサル タント代表取締役 (現任) 2012年6月 株式会社エヌジェーケー社外 監査役 2013年2月 国際マネジメントシステム認 証機構株式会社監査役 (現任) 2015年1月 当社社外監査役 2016年4月 当社社外取締役・監査等委員 (現任) 2016年6月 アステラス製薬株式会社社外 監査役 2018年6月 アステラス製薬株式会社社外 取締役・監査等委員 2019年3月 LINE株式会社社外監査役 (現任)	一株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 植松則行氏は、公認会計士として複数の会社の監査役を務め、当社において もその専門的見地から様々な助言を行っております。 同氏には、引き続き、特に会計の観点から、コーポレート・ガバナンスの強 化に貢献されることを期待しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	しん もり きみ お 新 森 公 夫 (1952年12月28日)	1977年4月 プライスウォーターハウス会 計事務所入所 2009年2月 公認会計士登録 2009年2月 新森公認会計士事務所所長 (現任) 2009年3月 株式会社ウイルコ (現株式会 社ウイルコホールディング ス) 内部監査室長 2010年12月 公認内部監査人登録 2011年11月 株式会社ウイルコ (現株式会 社ウイルコホールディング ス) 業務管理部長 2014年11月 同社安心品質推進部長 2019年1月 株式会社ゆたかカレッジ監査 役 2020年8月 シーオス株式会社IPO/内部統 制準備室 (現任)	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>新森公夫氏は、組織内の公認会計士として複数の企業での経理財務部門での勤務経験があるほか、上場企業の内部監査部門での豊富な経験も有しており、それらに対する専門的な知見を有しております。</p> <p>同氏には、複数の会社の管理部門に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識に基づく多角的な見地からの助言により、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河合順子氏、植松則行氏及び新森公夫氏は社外取締役候補者であります。また、各氏の選任が承認された場合には、各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
3. 当社は、河合順子氏及び植松則行氏との間で、両氏に期待された役割を十分に発揮していただけるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏について選任が承認され就任した場合は、同内容の契約を継続する予定であります。また、新森公夫氏について選任が承認され就任した場合は、同内容の契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役等の被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合の当該被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、保険料は全額当社負担としております。各氏について選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約については、任期途中で同内容での更新を予定しております。

以 上

### <ご参考>

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の役員に関するスキルマトリクス

※各候補者に特に期待する分野を3つまで記載しております。

取締役氏名	監査等委員	社外取締役	企業経営	マーケティング/営業	I T	ガバナンス	財務会計	法務コンプライアンス
清水祐孝			○		○	○		
小林史生			○	○	○			
鵜田英之			○				○	○
余語邦彦		●	○	○		○		
河合順子	●	●				○		○
植松則行	●	●	○			○	○	
新森公夫	●	●				○	○	○

(注) 余語邦彦氏、河合順子氏、植松則行氏及び新森公夫氏は社外取締役であります。

(添付書類)

# 事業報告

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、依然として厳しい状況にあり、段階的な経済活動の再開による持ち直しの動きがみられたものの、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社が属する終活市場におきましては、潜在的需要は人口動態を背景に年々増加すると推測され、「終活」に対する社会的関心は日増しに高まりを見せております。

このような事業環境の中、当社グループでは、死後の供養を中心とする既存サービスのシェア拡大に加えて、高齢者やそのご家族の課題解決のニーズに応えるため、生前の終活領域である相続事業や介護事業へ本格参入しました。また、100を超える地方自治体と「おくやみハンドブック」を協働刊行するなど、自治体を通じて日本全国の終活にお悩みの方々を支援するための様々な施策や、大きな顧客基盤を持つ民間企業とのアライアンス連携を開始いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は3,826,139千円（前年同期比18.1%増）、営業利益532,765千円（前年同期比100.4%増）、経常利益538,763千円（前年同期比101.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は361,155千円（前年同期比100.4%増）となりました。

なお、当社は終活事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

### (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は15,027千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賅っております。

①当連結会計年度に取得した主要設備	
建物	370千円
工具器具備品	13,750千円
船舶	905千円

②当連結会計年度において継続中の主要な設備の新設、拡充  
該当事項はありません。

(4) 重要な組織再編等  
該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第35期	第36期	第37期	第38期 (当連結会計年度)
売 上 高	2,503,866 千円	3,263,188 千円	3,238,413 千円	3,826,139 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	415,119 千円	638,784 千円	180,215 千円	361,155 千円
1株当たり当期純利益	11.18 円	16.87 円	4.66 円	9.30 円
総 資 産	3,040,363 千円	3,884,310 千円	4,009,174 千円	4,074,551 千円
純 資 産	2,614,348 千円	3,511,116 千円	3,699,157 千円	3,660,637 千円

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第35期	第36期	第37期	第38期 (当事業年度)
売 上 高	2,477,022 千円	3,140,890 千円	3,132,250 千円	3,649,641 千円
当 期 純 利 益	443,050 千円	629,111 千円	161,927 千円	401,068 千円
1株当たり当期純利益	11.93 円	16.62 円	4.19 円	10.33 円
総 資 産	3,074,253 千円	3,867,480 千円	3,947,139 千円	3,947,881 千円
純 資 産	2,642,278 千円	3,524,141 千円	3,692,823 千円	3,690,025 千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。  
2. 当社は、2018年9月1日付けで普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



## (6) 対処すべき課題

当社が安定的かつ持続的な成長を実現するために、対処すべき課題は以下のとおりであります。

### ① コーポレートブランド価値の向上

当社が成長するためには、ユーザーから支持されるサービスを提供し続けることに加え、当社の知名度を向上させ、当社サービスを指名買いしていただける当社のファンを、一人でも多く増やしていくことが必要不可欠であると考えています。当社は、ステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動により、当社のコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

### ② 当社サービスの知名度の向上と利用者数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社サービスの知名度を向上させ、新規利用者を継続的に獲得していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的な広告宣伝やメディア活動により、当社及び当社サービスの知名度を向上させること、また、当社のユーザーに当社の他のサービスにも興味を持っていただけるよう、個々のサービスの連携強化、さらに様々な業者と提携をすることで新規顧客開拓を行い、利用者の増加に取り組んでまいります。

### ③ ユーザーの満足度の向上

当社が成長するためには、ユーザーの満足度の向上を永続的に図っていく必要があると認識しております。当社コールセンターの拡充、ユーザーへの対応力の強化に努めるよう取り組んでいくとともに、営業体制を強化し、提携先の全国カバー率を高め、ユーザーの選択肢の増加に努めてまいります。

### ④ システムの安定的な稼働

当社のポータルサイトはWEBで運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保及びサーバー機器の拡充に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後の事業拡大を見据えた、更なる内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は今後の更なる成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であり、かつ課題であると認識しております。教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社の企業理念・風土にあった人材の登用を進めてまいります。

⑦ 更なる成長拡大に向けた、新規事業の展開について

終活市場におけるユーザーのニーズは時代に伴って変化し、当社においてもユーザーのニーズを満たす新規事業を展開していくことが重要な課題であると認識しております。ユーザーの様々なニーズに合致したサービスの開発に、積極的に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

事業	主要製品及び事業内容
終活事業	ポータルサイトの運営、WEB制作や各種コンサルティング等

(8) 主要な営業所及び使用人の状況 (2022年1月31日現在)

① 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都中央区

② 使用人の状況

使用人数	前期比増減
155 名	+16 名

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員（パートタイマー、顧問及び派遣社員）29名は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ハウスボートクラブ	20百万円	50.2%	海洋散骨事業
株式会社エイジプラス	50百万円	100.0%	介護施設あっせん事業

(10) 主要な借入先 (2022年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	27,776 千円
朝日信用金庫	30,000 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年1月31日現在）

- |                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 96,000,000株                   |
| (2) 発行済株式の総数   | 38,900,400株<br>(自己株式1,027株含む) |
| (3) 株主数        | 7,721名                        |
| (4) 大株主（上位10名） |                               |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
清 水 祐 孝	11,383,944 株	29.3 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,871,400	10.0
株式会社かまくらホールディングス	3,200,000	8.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,676,600	4.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	1,638,000	4.2
管理信託（A019）受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,600,000	4.1
管理信託（A020）受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,600,000	4.1
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,320,300	3.4
THE BANK OF NEW YORK MELLON 133652	1,051,300	2.7
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	883,300	2.3

(注) 持株比率は、自己株式（1,027株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
当社は、2022年1月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエル信託株式会社に対し、下記のとおり、新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の割当日	2022年2月3日
新株予約権の数	7,865個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	786,500株
新株予約権の発行総額	786,500円（1個当たり100円）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり583円
新株予約権の行使期間	自 2025年4月1日 至 2032年2月2日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 584円 資本組入額 292円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	受託者コタエル信託株式会社 7,865個（注2）

(注) 1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2025年1月期から2028年1月期までのいずれかの期において、当社のEBITDAが、1,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本株予約権を行使することができる。なお、ここでいうEBITDAについては「営業利益（ただし、本株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合においては、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益とする）+減価償却費+のれん償却費」を参照するものとする。また、上記におけるEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
  - (2) 上記(1)に加えて、新株予約権者は本株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて、当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が、450億円を超過した場合に限り、本株予約権を行使することができる。  
時価総額＝株価×発行済株式総数
  - (3) 新株予約権者は、本株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (4) 新株予約権者の相続人による本株予約権の行使は認めない。
  - (5) 本株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本株予約権の行使を行うことはできない。
  - (6) 各本株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 本株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年1月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	清水 祐 孝	コーポレート部門、経営企画部門、アライアンス推進室、新サービス開発室及び内部監査室 管掌 公益財団法人つなぐいのち基金 理事 株式会社ハウスポートクラブ 取締役
代表取締役社長COO	小林 史 生	全事業部門、マーケティング部門及び個人情報セキュリティ室 管掌 株式会社ハウスポートクラブ 取締役 株式会社エイジプラス 取締役
取 締 役	余 語 邦 彦	ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授
取 締 役 (監査等委員)	河 合 順 子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士 株式会社ブルーライン・パートナーズ 社外監査役 株式会社マツキョココカラ&カンパニー 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	植 松 則 行	有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役 国際マネジメントシステム認証機構株式会社 監査役 植松公認会計士事務所 所長 LINE株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	鵜 田 英 之	株式会社鵜田ビジネスパートナーズ 代表取締役 鵜田公認会計士事務所 所長 株式会社スタイラジー 監査役 公益財団法人つなぐいのち基金 監事 ナスクインターナショナル株式会社 監査役 イシン株式会社 監査役

- (注) 1. 2021年4月23日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって、取締役須藤論史氏が任期満了により退任いたしました。
2. 2021年4月23日付で、代表取締役会長CEO清水祐孝氏の管掌が、内部監査室管掌からコーポレート部門、経営企画部門、アライアンス推進室、新サービス開発室及び内部監査室管掌に変更しております。
3. 2021年4月23日付で、代表取締役社長COO小林史生氏の管掌が、全事業部門、マーケティング部門及び新サービス開発部門管掌から、全事業部門、マーケティング部門及び個人情報セキュリティ室管掌に変更しております。
4. 2021年6月1日付で、代表取締役社長COO小林史生氏の担当が、当社代表取締役社長COO兼相続・新サービス事業部長及び営業（相続・新サービス）ユニット長から、当社代表取締役社長COOに変更しております。
5. 取締役余語邦彦氏、取締役（監査等委員）河合順子氏、同植松則行氏及び同鵜田英之氏は、社外取締役であります。
6. 当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人2名を指名しており、当該補助すべき使用人による重要会議への出席や、従業員からの定期的なヒアリングを通じて、監査等委員の監査に必要な情報収集を行い、監査等委員に随時連携する体制を取っているため、常勤の監査等委員の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
7. 当社は、取締役余語邦彦氏、取締役（監査等委員）河合順子氏、同植松則行氏及び同鵜田英之氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 取締役余語邦彦氏は、複数の上場会社の経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。
9. 取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士の資格を有しており、主に企業法務の分野を専門分野としております。

10. 取締役（監査等委員）植松則行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 取締役（監査等委員）鴫田英之氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
12. 2022年2月10日に指名報酬諮問委員会が設置され、取締役（監査等委員）河合順子氏が委員長、取締役（監査等委員）植松則行氏及び代表取締役社長COO小林史生氏が委員をそれぞれ務めております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社の取締役、子会社の取締役及び監査役、執行役員並びに管理職等の従業員であります。

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を賠償するものであります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担することとしております。

## (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

#### ア. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値向上を図り優秀な人材を確保・維持できるインセンティブとして十分に機能するような報酬制度とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては透明性及び公正性を重視することを基本方針としております。

#### イ. 個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬のみで構成するものとし、固定報酬は経済情勢や当社の成長率を踏まえた報酬水準や職責等を総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役（監査等委員）についても同様に、監査を行う立場であるとの観点から固定報酬のみとしております。

ウ．個人別の報酬の額の決定手続きに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額は、代表取締役が案を作成して、取締役会で協議・決定するものとしております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、役位、職責、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員）の報酬額については、監査等委員である取締役の協議にて決定するものとしております。

② 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	79,999	79,999	—	—	4
取締役 (監査等委員)	17,400	17,400	—	—	3

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額については、2017年4月21日開催の第33期定時株主総会決議において、年250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。  
 3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額については、2020年4月17日開催の第36期定時株主総会決議において、年30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。  
 4. 2021年4月23日をもって、須藤諭史氏は取締役を任期満了により退任いたしました。



(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役余語邦彦氏は、ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士、株式会社ブルーライン・パートナーズ社外監査役及び株式会社マツキョココカラ&カンパニー社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）植松則行氏は、植松公認会計士事務所所長、有限会社エス・ユー・コンサルタント代表取締役、国際マネジメントシステム認証機構株式会社監査役及びLINE株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）鵜田英之氏は、鵜田公認会計士事務所所長、株式会社鵜田ビジネスパートナーズ代表取締役、株式会社スタイラジー監査役、公益財団法人つなぐいのち基金監事、ナスクインターナショナル株式会社監査役及びイシン株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況と役割

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	余語 邦彦	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に対する助言並びに当社組織及び事業に対する多角的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べる等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	河合 順子	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会14回すべてに出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	植松 則行	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会14回すべてに出席し、取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	鍋田 英之	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会14回すべてに出席し、取締役会において、公認会計士及び税理士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	25,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のような内部統制システム整備の基本方針を定めております（以下、当社及び子会社を総じて「グループ全社」という。）。

1. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
  - (2) グループ全社の取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
  - (3) 内部通報制度の利用を促進し、グループ全社における法令・定款違反等又はそのおそれのある事実の未然防止・早期発見に努める。
  - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
  - (5) グループ全社の取締役及び使用人の法令・定款違反等の行為については就業規則等に基づき、適正に処分を行う。
  - (6) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク対策委員会が原因の究明及び再発防止策の策定を行い、内部統制委員会が取締役及び使用人に対する再発防止策の周知徹底を行う。
  - (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. グループ全社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化するとともに、情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
  - (2) 取締役の職務に関する各種の文書及び帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成するとともに、保存し、管理する。
  - (3) 取締役の職務の執行に必要な、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録又は事業運営上の重要事項に関する決裁書類等の文書については、取締役が常時閲覧し得るものとする。
3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社は、リスクを適切に認識し、管理するための規程としてリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じて有事に備えるとともに、グループ全社において有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

- (2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策の実施状況の点検及びフォロー並びにリスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策委員会を設置する。リスク対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。
  - (3) グループ全社の取締役及び使用人に対して、リスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) グループ全社は、各社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。グループ全社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。
  - (2) 会社の意思決定方法については、グループ全社それぞれで職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
  - (3) 職務執行に関する権限及び責任については、グループ全社それぞれで業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を適正かつ効率的に行う。
  - (4) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。
5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社管理規程を作成し、子会社を管理する体制の整備及び報告事項を定める。
  - (2) 子会社に取り締役を派遣し、子会社の取締役の業務執行を監視する。派遣された取締役は、業務執行について、当社の方針に沿った経営に努めるものとする。
  - (3) 子会社は、取締役会にて重要な決議をする場合は、事前に当社の決裁を得るものとする。
  - (4) 子会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を踏まえ、子会社の権限と責任を明確にしたうえで、各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとする。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- (1) 監査等委員会は、内部監査室をして、その監査業務に協力させることができる。
  - (2) 監査等委員会は、監査業務に必要な補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）の設置（地位や人数の設定を含む。）を指定することができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

7. 補助使用人の他の取締役からの独立性並びに監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとする。
  - (2) 補助使用人は、監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、所属する上長の指揮命令を受けないものとするとともに、内部監査室をはじめとする執行部門の有する調査権限を有し、必要に応じて取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。
8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - (2) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - (3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - (2) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席する。
  - (3) 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
  - (4) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - (5) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制の下、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

当社では、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、必要に応じてコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

(3) リスク管理

当社では、当社に関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を15回開催しております。

(5) 取締役（監査等委員）の職務執行

当社は、監査等委員会規則に基づき、原則として月1回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を14回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査室及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人2名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。

---

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	3,340,352	流動負債	337,204
現金及び預金	2,707,064	買掛金	371
売掛金	530,251	1年内返済予定の 長期借入金	5,513
製品	2,070	未払金	244,900
仕掛品	1,107	未払法人税等	360
貯蔵品	163	未払消費税等	20,063
前払費用	98,303	前受金	52,028
その他	10,821	預り金	13,968
貸倒引当金	△9,429	その他	0
固定資産	734,198	固定負債	76,708
有形固定資産	224,524	長期借入金	52,263
建物	179,135	退職給付に係る負債	23,191
構築物	3,087	長期前受金	1,254
工具器具備品	40,355		
船舶	1,594	負債合計	413,913
その他	351	[純資産の部]	
無形固定資産	278,716	株主資本	3,649,434
ソフトウェア	174,277	資本金	1,045,698
のれん	104,236	資本剰余金	1,005,698
その他	202	利益剰余金	1,598,235
投資その他の資産	230,957	自己株式	△198
投資有価証券	363	新株予約権	707
繰延税金資産	25,448	非支配株主持分	10,496
敷金及び保証金	203,585		
破産更生債権等	5,345		
その他	1,560	純資産合計	3,660,637
貸倒引当金	△5,345		
資産合計	4,074,551	負債・純資産合計	4,074,551



# 連結損益計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		3,826,139
売上原価		1,663,553
売上総利益		2,162,585
販売費及び一般管理費		1,629,819
営業利益		532,765
営業外収益		
受取利息	113	
助成金収入	3,028	
為替差益	2,309	
その他	702	6,153
営業外費用		
支払利息	86	
その他	68	155
経常利益		538,763
特別利益		
新株予約権戻入益	6,954	6,954
特別損失		
固定資産除却損	14	
固定資産売却損	837	852
税金等調整前当期純利益		544,865
法人税、住民税及び事業税	21,946	
法人税等調整額	157,572	179,518
当期純利益		365,347
非支配株主に帰属する当期純利益		4,192
親会社株主に帰属する当期純利益		361,155

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,038,547	998,547	1,648,205	△198	3,685,100
会計方針の変更による累積的影響額			△372,343		△372,343
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,038,547	998,547	1,275,861	△198	3,312,756
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	7,151	7,151			14,302
剰 余 金 の 配 当			△38,780		△38,780
親会社株主に帰属する当期純利益			361,155		361,155
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	7,151	7,151	322,374	—	336,677
当 期 末 残 高	1,045,698	1,005,698	1,598,235	△198	3,649,434

	新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	7,753	6,304	3,699,157
会計方針の変更による累積的影響額			△372,343
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,753	6,304	3,326,814
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			14,302
剰 余 金 の 配 当			△38,780
親会社株主に帰属する当期純利益			361,155
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7,045	4,192	△2,853
当 期 変 動 額 合 計	△7,045	4,192	333,823
当 期 末 残 高	707	10,496	3,660,637

# 貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	3,234,039	流動負債	234,665
現金及び預金	2,571,392	買掛金	371
売掛金	479,596	未払金	155,630
製品	1,621	未払消費税等	17,545
仕掛品	1,107	前受金	47,369
貯蔵品	163	預り金	13,748
前払費用	93,308		
短期貸付金	70,000	固定負債	23,191
関係会社未収入金	17,643	退職給付引当金	23,191
その他	8,635		
貸倒引当金	△9,429	負債合計	257,856
固定資産	713,842	[純資産の部]	
有形固定資産	213,151	株主資本	3,689,317
建物	173,244	資本金	1,045,698
工具器具備品	39,907	資本剰余金	1,005,698
無形固定資産	165,758	資本準備金	1,005,698
ソフトウェア	165,556	利益剰余金	1,638,119
その他	202	利益準備金	28,280
投資その他の資産	334,931	その他利益剰余金	1,609,839
投資有価証券	363	繰越利益剰余金	1,609,839
関係会社株式	111,789	自己株式	△198
繰延税金資産	25,448	新株予約権	707
敷金及び保証金	195,790		
破産更生債権	5,345		
その他	1,540	純資産合計	3,690,025
貸倒引当金	△5,345	負債・純資産合計	3,947,881
資産合計	3,947,881		

# 損益計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		3,649,641
売上原価		1,536,453
売上総利益		2,113,187
販売費及び一般管理費		1,541,925
営業利益		571,262
営業外収益		
受取利息	112	
為替差益	2,309	
その他	509	2,931
営業外費用		
その他	68	68
経常利益		574,125
特別利益		
新株予約権戻入益	6,954	6,954
特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	837	852
税引前当期純利益		580,227
法人税、住民税及び事業税	21,586	
法人税等調整額	157,572	179,158
当期純利益		401,068

# 株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位 千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	1,038,547	998,547	998,547	28,280	1,619,894	1,648,174	△198	3,685,070
会計方針の変更による累積的影響額					△372,343	△372,343		△372,343
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,038,547	998,547	998,547	28,280	1,247,551	1,275,831	△198	3,312,726
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	7,151	7,151	7,151					14,302
剰 余 金 の 配 当					△38,780	△38,780		△38,780
当 期 純 利 益					401,068	401,068		401,068
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	7,151	7,151	7,151		362,288	362,288	-	376,591
当 期 末 残 高	1,045,698	1,005,698	1,005,698	28,280	1,609,839	1,638,119	△198	3,689,317

	新株予約権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	7,753	3,692,823
会計方針の変更による累積的影響額		△372,343
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,753	3,320,479
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		14,302
剰 余 金 の 配 当		△38,780
当 期 純 利 益		401,068
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7,045	△7,045
当 期 変 動 額 合 計	△7,045	369,545
当 期 末 残 高	707	3,690,025

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月17日

株式会社鎌倉新書  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩孝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鎌倉新書及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月17日

株式会社鎌倉新書  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀 仁  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩 孝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2021年2月1日から2022年1月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、会社の取締役及び使用人を通じて子会社の事業報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会において承認された内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月17日

株式会社鎌倉新書 監査等委員会

監査等委員 鵜田英之 ㊟

監査等委員 植松則行 ㊟

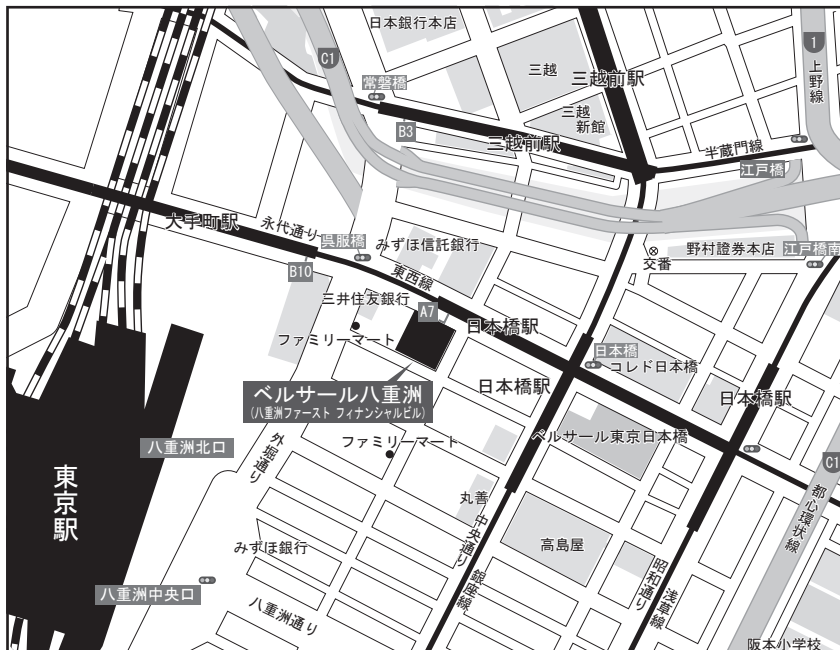
監査等委員 河合順子 ㊟

(注) 監査等委員鵜田英之氏、同植松則行氏及び同河合順子氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル2F  
ベルサール八重洲 A+B+Cルーム



<交通のご案内>

● J R 線

東京駅八重洲北口 徒歩4分

● 地下鉄

丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・三田線 大手町駅B10出口 徒歩2分

東西線・銀座線・浅草線 日本橋駅A7出口直結

半蔵門線・銀座線 三越前駅B3出口 徒歩4分

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクを着用して、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場では、感染予防のための措置を講じますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、ご来場株主様が、ご用意した座席数を超過する場合には、感染予防のため、株主様のお座席の間隔を確保する必要から、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。